

2. 知的財産分野

(1) 知的財産分野に係るTPP協定の概要

TPP協定で対象となる知的財産は、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等。

知的財産の保護水準の向上と、知的財産権の行使について規定し、もって、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている。

なお、知的財産権の保護と利用の推進に関する具体的例は次のとおり。

例1: 模倣品・海賊版対策の強化

(合意内容)

- 模倣品・海賊版の水際での職権差止め権限の各国当局への付与
- 商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用や映画盗撮への刑事罰義務化など



(効果)

- ◇ 中小企業の約2割が模倣品による被害を受けているなか、中堅・中小企業の製品の模倣品の防止やブランド・技術の保護にメリット。
- ◇ コンテンツの海賊版防止にメリット。

例2: 地理的表示(GI)の相互保護制度整備

(合意内容)

- 国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合の手続の共通化

(効果)



- ◇ 我が国の生産者が海外でGIの登録申請を行う負担の大幅な軽減や、海外でのGI登録によるブランド化の促進により、我が国農林水産物・食品・酒類の輸出促進にメリット。

(2) 知的財産分野に係るTPP協定の概要

【各合意の概要】

○ 特許

- ・TRIPS協定等の既存の国際条約よりも広い特許付与範囲(植物由来発明や用法発明に関する規定を含む。)や、特許付与までの遅延に対する特許期間の調整を規定。
→ 広い範囲の技術に対して、有効な権利期間を有する特許権を取得することが可能となり、我が国企業等のTPP域内への進出を促進することが期待される。

○ 商標

- ・商標の国際的な出願を一括で行えるようにする「マドリッド議定書」又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るための「商標法シンガポール条約」の締結が義務付けられた。
→ これらの条約を締結していないマレーシア、カナダ、ペルー等における商標権取得の円滑化が図られるものと期待される。
- ・商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。
→ TPP協定参加国内において、侵害を受けた権利者の立証負担の軽減が図られ、権利者の救済に資する。
なお、国内法の整備に当たっては、民法の原則など我が国の法体系に即したものとなるよう留意。

(2) 知的財産分野に係るTPP協定の概要

○ 著作権

- ・著作物等の保護期間を著作者の死後50年から死後70年等とする。
 - TPP協定締約国内において、国際的な制度調和に加え、長期的に人気を博する作品から継続的に収益を得られることから、新たな創作活動へのインセンティブの向上や、新たなアーティストの発掘・育成が期待される。
 - なお、国内の保護期間の延長により権利者不明著作物等の増加が予想されるため、協定締結を契機として、権利者不明著作物等の利用円滑化方策について検討し、順次実施。
- ・故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を非親告罪とする。ただし、市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与えない場合はこの限りではない。
 - TPP協定締約国内において、悪質な海賊行為について、取締りの実効性を上げ、正規品流通を促進できる。
 - なお、国内法の整備に当たっては、二次創作への萎縮効果を生じないよう、対象範囲を適切に限定。
- ・著作権等の侵害について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。
 - TPP協定締約国内において、侵害を受けた権利者の立証負担の軽減が図られ、権利者の救済に資する。
 - なお、国内法の整備に当たっては、民法の原則など我が国の法体系に即したものとなるよう留意。

(2) 知的財産分野に係るTPP協定の概要

○ 地理的表示(GI)

・GIの保護又は認定のためにTPP協定締約国が守るべき手続を規定。この中で国際協定に従ってGIを相互に保護し、又は認定する場合の手続が定められている。

→ 国際協定に従ってGIを保護した場合、我が国生産者の負担の大幅な軽減や、海外でのGI登録によるブランド化の促進により、我が国農林水産物・食品・酒類の輸出促進にメリット。

【Ⅱ 3 (3)】

TPP協定の締結に必要な国内実施のため、国内法との整合性に留意しつつ、必要な措置を講ずる。また、TPPを契機として、輸出促進に向けた地理的表示(GI)等に関する措置を講ずる。

①特許・商標関係

- 不合理な遅延に係る特許権期間延長、特許の新規性喪失例外期間の延長、商標不正使用に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。

②著作権関係

- 著作物等の保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。その際、権利の保護と利用とのバランスに留意し、特に、著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、二次創作への委縮効果等を生じないように、対象範囲を適切に限定する。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要
(著作権法関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、著作権等の存続期間を50年から70年に延長するほか、著作権等を侵害する罪のうち一定の要件に該当するものについて告訴がなくても公訴を提起できることとする等の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

A. 著作物等の保護期間の延長

種類		現行法	改正案
著作物	原則	著作者の死後50年	著作者の死後70年
	無名・変名	公表後50年	公表後70年
	団体名義	公表後50年	公表後70年
	映画	公表後70年(※)	公表後70年(※)
実演	実演が行われた後50年	実演が行われた後70年	
レコード	レコードの発行後50年	レコードの発行後70年	

(※)映画の著作物の保護期間については、すでに協定上の義務を満たしている。

B. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

現在親告罪とされている著作権等侵害罪について、以下のすべての要件を満たす場合に限り、非親告罪の対象とする。

- ①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
 - ②有償著作物等(※)について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること
 - ③有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が、不当に害されること
- (※)有償で公衆に提供又は提示されている著作物等

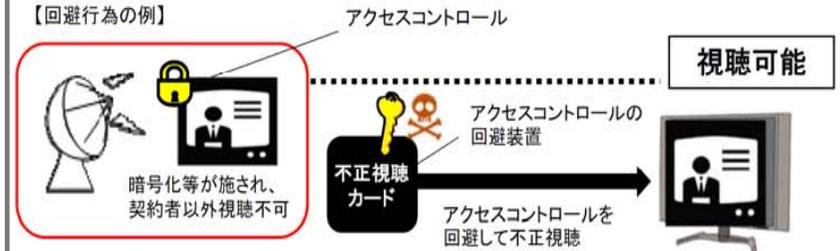
非親告罪となる侵害行為の例	親告罪のままとなる行為の例
販売中の漫画や小説本の海賊版を販売する行為	漫画等の同人誌をコミケで販売する行為
映画の海賊版をネット配信する行為	漫画のパロディをブログに投稿する行為

C. アクセスコントロールの回避等に関する措置

著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(いわゆる「アクセスコントロール」)等を権限無く回避する行為について、著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、著作権等を侵害する行為とみなす(※)とともに、当該回避を行う装置の販売等の行為について刑事罰の対象とする。

(※)刑事罰の対象とはしない。

【回避行為の例】



D. 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与

放送事業者等がCD等の商用レコードを用いて放送又は有線放送を行う際に、実演家及びレコード製作者に認められている使用料請求権について、対象を拡大し、配信音源(※)を用いて放送又は有線放送を行う場合についても、使用料請求権を付与する。

(※)CD等の商用レコードを介さずインターネット等から直接配信される音源



E. 損害賠償に関する規定の見直し

侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額(複数ある場合は最も高い額)を損害額として賠償を請求することができる。

【現行の損害額に関する規定】
・侵害物の数量×正規品の利益額
・侵害者利益
・使用料相当額

【改正案の規定】
使用料規程により算出した額を請求することができる
(例)カラオケ施設が、使用料規程において1曲1回あたり120円が使用料とされている演奏を無断で1日30曲、1,000営業日行った場合
➡120円/回×30回/日×1,000日=360万円を請求可

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要
(特許法関係)

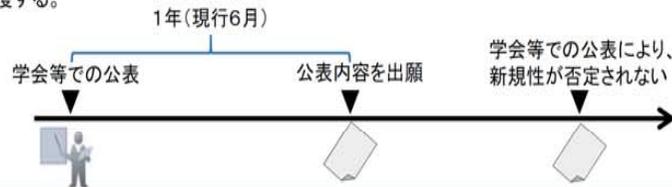
1. 背景

TPP協定の実施に伴い、発明の新規性喪失の例外期間の延長、特許権の存続期間の延長制度の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

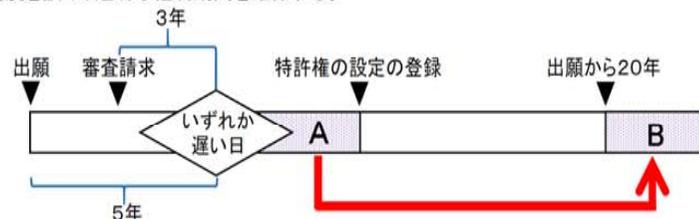
A. 発明の新規性喪失の例外期間の延長

- ・ 特許法では、特許出願前に既に公表されている発明は、新規性がないものとして権利が認められないのが原則であるところ、公表から6月以内に出願したものについて、例外として救済する措置を規定。
- ・ TPP協定の要請を受け、この例外期間を現行の6月から1年に延長し、多様な発明をより適切に保護する。



B. 特許権の存続期間の延長制度の整備

- ・ 特許権の存続期間は、原則、出願から20年で満了するため、審査等に時間がかかった場合、その分の権利期間が短くなる。
- ・ 特許出願の日から5年を経過した日又は出願審査の請求があった日から3年を経過した日のいずれか遅い日以後に特許権の設定の登録があった場合に、特許権の存続期間の延長ができる制度を設け、適切な権利期間を確保する。



※延長される期間【B】は、期間【A】から、出願人の責めに帰する期間、審判・裁判に関する期間等を除外して算出。
※我が国では、出願から審査請求までの期間は平均2年、審査請求から特許権の設定の登録までの期間(標準審査期間)は平均15.2月となっている。

TPP域内における制度調和を進め、知的財産権の保護と利用のレベルが必ずしも高いとは言えないTPP域内の新興国において、多様な発明についての特許権の取得と適切な権利期間を確保する制度が整備されることにより、我が国企業等の特許権をより一層活かした事業展開を可能とし、更なる海外事業展開を促進する。

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要
(商標法関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、商標の不正使用についての損害賠償に関する規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

- ・ 商標の不正使用に対する法定の損害賠償制度に関し、「生じた損害を賠償する」という民法の原則を踏まえた上で、所要の措置を講ずる。
- ・ 具体的には、商標の不正使用による損害の賠償を請求する場合において、当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として請求できるものとする。



TPP域内における制度調和を進め、知的財産権の保護と利用のレベルが必ずしも高いとは言えないTPP域内の新興国において、権利者が賠償を得られやすい制度が整備されることにより、我が国企業等のより効果的かつ効率的な侵害対策を可能とし、更なる海外事業展開を促進する。

商標の不正使用について

- ・ 「商標の不正使用」とは、登録商標と社会通念上同一の商標の使用による侵害を指す。

<具体例>



全く同一の商標のみならず、書体違い等も不正使用。

損害額について

- ・ 現行法において、権利者は、所定の額を損害額とできる規定を選択してその賠償を請求することができる。

<現行規定>

商標法第38条第1項：損害額の計算式
第2項：侵害者利益を損害額
第3項：ライセンス料を損害額

- ・ 改正後は、現行規定に加え、商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額(最低額)として請求することも選択可能となる。

<新規定案>

出願料 3,400円 + (8,600円 × 商品の種類数)
+ 登録料 28,200円 × 商品の種類の数

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。